

# レンタサイクル利用規約

本レンタサイクルにつきましては、一般社団法人都城観光協会（以下「観光協会」とする。）が運営・管理しています。観光協会以外の貸出所については、レンタサイクルの趣旨にご賛同いただき、貸出事務や貸出場所の提供などの御協力をいただいております。レンタサイクルに係るすべての運営・管理についてはすべて観光協会にあり、観光協会以外の貸出所は一切の責任を負わないこととします。

この利用規約は、レンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。利用者は、この利用規約に同意の上、レンタサイクルを利用していただくことになります。

## 1. 利用申込

利用するときには、身分を証明できるもの（運転免許証、学生証、健康保険証など）をご持参いただき、利用申込書に必要事項を記入していただきます。身分証明書がない場合は、貸出をお断りする場合があります。

## 2. 利用料金

- (1) 普通自転車は無料です。
- (2) 電動自転車は、半日 300 円・1 日 500 円です。**※中学生以下は利用できません**  
料金は前払いとなります。

## 3. 利用時間

- ・ 9：00～17：00 までです。（最終貸出は 16：00 までです）
- ・ 17：00 までには必ず借りた場所に返却してください。連絡がないまま返却がされないなど、当方が悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。
- ・ 年末、年始の 12 月 29 日～1 月 3 日までは貸し出し致しません。

## 4. 利用条件

- ・ 貸出、返却は 1 日毎で、原則として日を連続して貸出することはできません。
- ・ **貸出の事前予約はできません。**
- ・ 利用者お一人に対し一台までの貸出となります。
- ・ 中学生以上であれば、どなたでもご利用いただけます。ただし、中学生の利用については保護者名の記入が必要となります。
- ・ 用意している自転車がすべて貸出されている場合には、利用できない場合があります。
- ・ 通勤・通学では利用できません。
- ・ **電動自転車は中学生以下への貸し出しはできません。**

## 5. 禁止行為

利用者は、自転車の借受時間中、次の各項に示す行為をしてはならないものとします。

- (1) 自転車を利用者以外の者に使用をさせること
- (2) 無謀運転、酒気帯び運転などの危険な行為
- (3) 運転中の携帯電話の利用や、傘をさしながらの乗車行為
- (4) 交通規則を無視した自転車の使用
- (5) 危険箇所、不適切な場所での使用
- (6) 歩行者などの通行障害となるような行為
- (7) 自転車又は付属品の改造等現状の変更
- (8) 運転中に自転車の異常を認めた後に、無理に運転を継続する行為
- (9) その他、法令又は公序良俗に違反する行為

## 6. 貸出中の自転車の故障・不具合等について

(利用前)

- ・ 利用者は利用前に自転車及び鍵などの付属品に故障などがないか、必ず事前に確認してください。
- ・ 利用前に自転車の異常や故障を発見した場合には、直ちに貸出場所まで報告してください。

(利用中)

- ・ 利用中に自転車がパンク・故障した場合は、そのまま最寄りの貸出場所まで持ち込んでください。自転車がパンクした状態のまま走行されるとチューブが破損してしまいますので、必ず自転車を押して歩いて持ち込んでください。

- ・貸出場所までの持ち込みが困難な場合は、都城観光協会（TEL0986-23-2460）までご連絡ください。
  - ・利用者の意図的な行為に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。
  - ・都城観光協会への事前の了承なく、利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担することができません。
- また、自転車の故障等によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、都城観光協会等は一切の責任を負いません。

## 7. 自転車の盗難・紛失

- ・利用者は自転車から離れる場合は、自転車の鍵を必ず施錠してください。
- ・利用者は自転車の盗難・紛失等に遭われた場合は、直ちに都城観光協会及び警察署に連絡をしてください。
- ・無施錠のまま放置した等利用者に起因する盗難又は紛失の場合は、損害を賠償していただく場合があります。

## 8. 利用中の事故・怪我・保障

- ・自転車の貸出時間中に、当該自転車に係る事故が発生した場合、利用者は、事故の規模に係わらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
  - (1) 直ちに事故の状況などを所管の警察及び観光協会に連絡すること
  - (2) 当該事故に関し、観光協会及び観光協会が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること
- ・利用者は、上記に関するもののほか、自らの責任において事故の処理・解決を図るものとします。
- ・利用者は、自転車を借り受けている間に発生した事故については、観光協会が加入する傷害保険の適用範囲内で、その補償を受けることができます。
- ・警察及び観光協会に届出のない事故、もしくは、利用者がこの規約に違反して発生した事故による損害については、保険による損害で補償を受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾します。
- ・保険金が支払われない損害、及び補償限度額を超える損害については、全額利用者の負担とします。

## 9. 返却義務

- ・利用者は、自転車を通常の利用による損耗を除き、借り受けた時の状態で返却するものとし、備品を含む自転車の全部又は一部の損傷、紛失、盗難等が利用者の責に帰すべき事由によるときは、自転車の修理、購入費用など、原状回復に要する一切の費用を利用者が負担するものとします。

## 10. 自転車が返却されない場合の処置

- ・利用者からの連絡がないまま、長期間に渡り返却がされない等、観光協会が悪質と判断した場合には、所管の警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。また、違約金として 30,000 円を徴収するとともに、刑事告訴を行うなど法的手続の措置をとる場合があります。

## 11. 個人情報

- ・観光協会は、個人情報保護法その他関連法令を順守します。
- ・取り扱う個人情報の紛失、滅失、改ざん及び漏えいの防止など、個人情報の安全管理のため必要かつ適切な措置を行います。
- ・取得した個人情報は、以下に定める利用目的の範囲内でのみ利用します。
  - (1) レンタサイクルの利用に際しての利用者としての審査のため
  - (2) 観光協会の事業活動及び調査に関する分析・統計のため
  - (3) 利用者がレンタサイクルを利用している間における利用者との各種連絡のため
- ・観光協会は、利用者の承諾のない限り、取得した個人データを第三者に提供しません。ただし、次の場合、観光協会は個人情報を開示・提供することがあります。
  - (1) 利用者本人の同意がある場合
  - (2) レンタサイクルの利用期間内での、各貸出所との連絡・調整が必要な場合
  - (3) 裁判所、検察庁、警察、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に則って開示を求められた場合
  - (4) その他法令等に定める正当な理由がある場合

## 12. 附則

この規約は、平成24年11月23日から実施する  
平成26年4月30日 電動自転車導入により一部改正  
令和3年5月31日 一部改正